

農地中間管理事業 の活用を!



農地中間管理事業とは?

県指定の農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業



こんなメリットが!!

- ①安心して農地を貸し出せます。
- ②贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。
- ③全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。

- ①借入農地の所有者が複数でも、賃料を機構にまとめて支払いできるので事務が簡素化されます。
- ②農地集約のための担い手同士の農地交換についても、機構が支援します。

事業を活用するためには

農地を貸したい方(出し手)、農地を借りたい方(受け手)とも申込が必要です。農地が所在する市町村の農政担当課に窓口を設けておりますので、ご利用ください。

※地域計画が策定された場合は、地域計画に基づいて貸借を行うこととなります。地域計画は令和6年度末までに策定することとなりますが、策定までの間は上記のフローでの貸借ができます。

お問い合わせ・相談先

農地が所在する各市町村の農政担当課・農業委員会

〔青森県農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農業支援センター)〕

☎017-773-3131

事業活用のポイント

借受者決定の考え方

農地の貸付先(受け手)は、以下の点を総合的に判断して決定します。

- ①借受者の経営規模拡大または経営の効率化につながるのか
- ②既に効率的・安定的な農業経営を行っている者への支障がないのか
- ③新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指せるのか
- ④地域農業の健全な発展に配慮した公平・適正な調整なのか

※他の貸借制度や(特定)農作業受委託契約から切替する場合は、従来の貸付先を継続できます。
また、りんご園地で、特定の貸付先(縁故関係者など)がある場合、その方を優先します。



機構集積協力金について

農地中間管理事業を活用した場合、以下の協力金が交付されます。

1 地域集積協力金(地域に対して交付)

地域内の農地を機構に貸し付け、又は貸し付けと一体的に行う機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積を図る場合に交付されます。

区分	機構の活用率		交付単価 (農作業受託)
	一般地域	中山間地域	
1	40%超50%以下		1.3万円/10a (0.65万円/10a)
2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

2 集約化奨励金(地域に対して交付)

機構からの転貸、又は機構を通じた農作業受託により、農地集約を図る場合に交付されます。

	地域の団地面積の割合	交付単価 (農作業委託)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2 (いずれか)	20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

※協力金の交付を受けるためには、各種の要件がありますので、各市町村窓口等でご確認ください。

○出し手・受け手とも賃料の0.5%の手数料がかかります。
手数料に対して消費税を別途いただきます。